

大阪市都市計画局の職員 4 人が、堺市長選（29 日投開票）に再選を目指して立候補している竹山修身市長（63）の政策を紹介するビラを、告示後の今月 18 日に職場で配っていたことがわかった。橋下徹大阪市長が 20 日の大阪市議会財政総務委員会で明らかにした。ビラには竹山氏の写真と氏名が掲載されている。市選管は、届け出があったビラ以外の配布を禁じる公職選挙法に抵触する可能性があると指摘しており、橋下市長は刑事告発を視野に調査を指示した。

ビラは、連合大阪（大阪市）が発行する「MONTHLY 連合大阪」号外。A4 判サイズで、表面には竹山氏の上半身の写真や氏名、略歴が記載され、川口清一会長名で「必勝に向け全力をあげよう」「組合員の方々のご理解とご支援を心からお願いします」といったメッセージが寄せられている。裏面には、竹山氏の政策や大阪都構想に反対する見解が掲載されていた。

20 日に記者会見した市都市計画局の三井陽一・総務担当課長によると、4 人は連合傘下の大坂市職員労働組合（市職）の支部役員で、今月 18 日の昼休みと勤務時間外の午後 5 時半以降に、市役所 7 階の同局事務室で、組合員らの机上に配ったという。

市人事室は、市役所内で配布したことや、選挙期間中であることを問題視しており、公選法のほか、職員の政治的行為を制限する地方公務員法や、市が定めた条例に抵触する可能性があるとして調査する。

橋下市長は、市役所で記者団に「（ビラの内容は）投票の呼びかけにもなっている。公職選挙法違反であれば、刑事的な手続きを取るよう指示した」と述べた。

市職の比嘉一郎・執行委員長は「職員から直接、事実確認をしないといけないが、連合大阪の機関紙を通常の方法で配布しただけと認識しており、違法とは考えていない」と話した。

大阪市では、2011 年 11 月の市長選の際、市交通局の職員労組「大阪交通労働組合」の役員らが平松邦夫前市長への投票を呼びかける法定外の選挙ビラを、庁舎に出勤してきた配布するなどした。告発を受けた大阪府警は、13 人を公職選挙法違反（法定外文書頒布）容疑で書類送検。大阪地検は不起訴（起訴猶予）としたが、同局は書記長（当時）の職員を停職 1 か月の懲戒処分とした。

橋下市長は昨年 7 月、職員の政治活動を国家公務員並みに制限する「職員の政治活動規制条例案」を市議会に提案、可決された。正党機関紙の発行や配布、デモ行進の企画など 10 項目を禁じ、違反者は免職を含む懲戒処分にするとしている。